

令和 7 (2025) 年度アドベンチャートラベル推進事業企画提案仕様書

1 委託業務名

令和 7 (2025) 年度アドベンチャートラベル推進事業

2 委託期間

契約の日から令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木) まで

3 事業目的

本県は、豊富な自然、歴史、文化資源のもと、屋外でのアクティビティを東京圏から手軽に来訪し楽しむことができる強みを持っている。このような本県の強みを活かし、コロナ禍であった令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけて、「密にならない観光地」としてブランディングし、アウトドアやサイクリングのテーマにより、海外へ魅力を発信してきた。

令和 6 (2024) 年度は、それらの事業を継承し、「アクティビティ」「自然」「文化体験」を構成要素として、今後グローバル市場で拡大が見込める新たな旅行形態であるアドベンチャートラベルを推進し、本県のアドベンチャートラベルの情報発信を行ってきた。

令和 7 (2025) 年度は、米国や豪州などの英語圏の外国人旅行者を中心に本県へアドベンチャートラベルを体験するために来訪したい動機付けとなるコンテンツの開発を行い、OTA サイト等に造成したコンテンツを掲載することにより、本県への訪問率向上、滞在時間増大と宿泊人数及び消費額増加を図ることを目的とする。

4 業務内容

本県が対象市場とする米国及び豪州からアドベンチャートラベルを得意とする旅行会社を本県に招請し FAM ツアーを実施の上、FAM ツアーでの視察箇所を取り入れて造成した旅行商品を OTA サイト等に掲載し、令和 8 (2026) 年 3 月までに販売を開始すること。

(1) 招請事業

①招請旅行会社の選定・調整

- 米国、豪州においてアドベンチャートラベルを含んだ訪日旅行商品の販売実績がある旅行会社を、夏季、秋季にそれぞれ 2 社 2 名ずつ以上（計 4 社 4 名以上）を招請すること。
- 招請する旅行会社について、選定理由（アドベンチャートラベルを含んだ訪日ツアー催行・販売実績等）を企画提案書に具体的に記載すること。
- 被招請者は、ツアーの企画・造成責任者又はそれに準ずる者とする。なお、日本国内支店等に造成責任者がいる場合は、国内からの招請も可とする。

②招請時期

- 招請時期については、概ね本県のアウトドアの魅力を最もアピールできる、下記のグリーンシーズン（夏季）および紅葉シーズン（秋季）とし、委託者と協議の上で決定すること。
 - ・夏季：令和 7 (2025) 年 8 月～9 月
 - ・秋季：令和 7 (2025) 年 10 月～11 月

③招請コースの企画・調整・手配・運営

- 提案する招請コースは、アドベンチャートラベルの構成要素である「アクティビティ」「自然」「文化体験」を全て含むことに加え、本県の自然や歴史、文化、食文化等を学びながら、多様な価値観

に触れることができるテーマ性やストーリー性のあるものとし、企画提案書に各視察施設・スポット等について選定理由を具体的に記載すること。

○FAM ツアーや商品造成の一部で日光国立公園認定ガイドを活用すること。日光国立公園認定ガイドについては、以下を参考とすること。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/ninteiguide2024/toppage.html>

○視察する施設等において可能な限り本県の自然や歴史、文化等を専門的な知見で説明が可能なガイド等の手配をすること。

○FAM ツアー実施の際、次のとおり商談会を実施すること。

日時：招請期間4日目のPM

会場：提案内容による

- ・県内事業者の参加者募集・調整を行うこと。なお、参加者数については、夏季4名以上、秋季4名以上を目指し、日光国立公園認定ガイドと被招請者による旅行商品造成の確度を高められる事業者を選定し、理由も含めて企画提案書に記載すること。
- ・会場の手配のほか、当日の受付や司会進行を含めた運営を実施すること。

○招請コースは、事業開始後に各被招請者に視察したい施設等の要望のヒアリングを行い、委託者と協議の上、決定すること。

○FAM ツアー中、被招請者に当該事業にかかる傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。

○県内の行程は4泊5日とすること。

○国内の基本モデル行程は次のとおりとする。

月 日	地 域	行 動 内 容
1 日 目	東京都・千葉県 栃木県	AM 入国 昼 栃木着 PM 視察
2 日 目	栃木県	終日 視察
3 日 目	栃木県	終日 視察
4 日 目	栃木県	AM 視察 PM 商談会
5 日 目	栃木県 東京都・千葉県	AM 視察 PM 栃木発 出国

④被招請者に対する交通の手配・調整等

○現地～日本間の往復航空券をそれぞれ人数分手配すること。

○本県までの国内移動に係る交通の手配を行うこと。

○本県内の移動については、専用車を手配すること。

⑤全行程の宿泊・食事の手配・調整等

○宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

○宿泊・食事の手配を要する者・・・旅行会社：夏季2社2名以上、秋季2社2名以上

合計：4名以上

○施設体験料・入場料等の手配を要する者・・・旅行会社：夏季2社2名以上、秋季2社2名以上

合計：4名以上

⑥添乗員及び通訳の手配

- 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。
- 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- 被招請者と委託者からの同行者、視察先説明者との円滑な意思疎通を支援するため、通訳を1名手配すること。
- 添乗員及び通訳の交通費、宿泊費（朝食・夕食込み）、施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。

⑦アンケートの作成・配布・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

- アンケートについては、視察した施設等についての評価のヒアリングを含み、委託者と協議し、事前に内容の確認を受けることとし、今後の本県アドベンチャートラベルに向けた検討材料となるものとする。
- 招請事業実施後速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行い、結果を報告すること。
- 想定するアンケート項目を企画提案書に記載すること。

(2) 旅行商品造成フォローおよびOTA サイト等掲載・販売開始

①旅行商品造成

- 招請事業実施後に、招請旅行会社に対して、視察した施設を取り入れた旅行商品の造成・送客状況等に関する事後調査を行い、その結果を報告書に記載すること。
- 招請旅行会社から情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し、招請旅行会社へ提供すること。また、写真等の素材は、委託者から提供を受けることも出来る。

②OTA サイト等掲載・販売開始

- 招請旅行会社が造成した旅行商品をOTA サイト等へ掲載および販売開始し、令和8（2026）年3月までに販売開始すること。なお、招請旅行会社のオンライン販売もOTA サイト等を含むが、体験アクティビティ系OTA サイトでの販売を基本とする。また、掲載されたOTA サイト等の情報を県へ提供すること。

5 留意事項

- (1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 委託者との打合わせごとに、A4 1枚程度の打合わせ記録簿を作成し、共有すること。
- (5) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、対応するものとする。
- (6) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、OTA サイト等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。
- (7) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (10) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (11) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする
- (12) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

6 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
- (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）
 - ※ 記載順序は任意とする。

7 成果物の作成

- (1) 効果測定の実施
 - 評価指標は次のとおりとする。
 - 被招請者
 - ・対象市場においてアドベンチャートラベルを含んだ旅行商品の販売実績がある旅行会社：夏季、秋季各 2 社 2 名以上、計 4 名以上
 - 旅行商品造成・夏季 2 件以上
 - ・秋季 2 件以上
- (2) 提出物
 - 事業実施報告書 A4 カラー冊子 1 部及び USB メモリ 1 個
 - OTA 等へ掲載した旅行商品データ
 - ※ 全て同じ USB メモリに格納してもよい
- (3) 提出期限等
 - 提出期限 令和 8（2026）年 3 月 19 日（木）
 - 提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）
 - ※ 提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。